

身体拘束ゼロ・適正化に関する基本方針

事業所名： デイリハステーションこいたっぷ

1. 目的

本方針は、利用者の尊厳と人権を尊重し、身体拘束を原則として行わない（身体拘束ゼロ）ケアを提供することを目的とする。

やむを得ず身体拘束を行う場合の厳格な手続きや、日常的な未然防止対策を定めることで、安全かつ安心な介護サービスの提供を目指す。

2. 身体拘束の定義と対象行為

介護保険法において禁止対象となる「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」とは、主に以下の 11 行為を指す。

1. 徘徊・離設を防ぐため、車いすや椅子に身体や四肢を固定する。
2. 転倒・転落を防ぐため、ベッド等に身体や四肢を固定する。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（4 点柵など）で囲む。
4. 医療チューブの抜去を防ぐため、四肢をひも等で縛る。
5. 抜去や自傷を防ぐため、ミトン型の手袋等を取り付ける。
6. 立ち上がりやずり落ちを防ぐため、Y 字帯やテーブルを装着・設置する。
7. 立ち上がり能力がある人の立ち上がりを妨げる椅子（立ち上がりにくい極端に低い椅子等）を使用する。
8. 脱衣やおむつ外しを防ぐため、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他者への不快・危険行為を防ぐため、ベッド等に縛りつける。
10. 行動を静穏化させるため、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けられない静養室等に孤立・隔離する。

3. 「緊急やむを得ない場合」の三要件

原則として身体拘束は禁止であるが、以下の 3 つの要件をすべて満たし、かつ組織的な判断・手続きを経た場合に限り、例外的に一時的な拘束を認める。

要件	内容
① 切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法が存在しないこと。

要件	内容
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が、必要最小限の限られた時間（一時的）であること。

⚠ **注意事項：** 単に「職員の人数が足りない」「目が届かない」という理由は、代替策の検討不足にあたり「非代替性」を満たしません。

4. やむを得ず身体拘束を行う際の手順

① 事前検討と組織決定

現場の独断で行うことは固く禁じる。「緊急やむを得ない理由（3要件）」を満たすか否かについて、管理者・生活相談員・看護師・介護職員等でカンファレンスを行い、事業所として決定する。

② 利用者・ご家族への説明と同意

事前（緊急時は実施後速やかに）に、拘束が必要な理由・具体的な内容・予定期間・見直し条件等を説明し、書面にて同意を得る。

③ 経過観察と必須記録

身体拘束を実施した場合は、介護記録等に以下の項目を詳細に記録する。

- 実施した理由（3要件を満たす根拠）
- 拘束の具体的な内容および実施時間
- 拘束中の利用者の心身の状況・状態観察の経過

④ 解除の検討

定期的なモニタリングを行い、要件を満たさなくなった時点、または代替案が確立できた時点で直ちに解除する。

5. 体制整備と予防への取り組み

1. 身体拘束適正化検討委員会の開催

- **頻度：** 年1回以上（虐待防止委員会と一体的に開催可能）。
- **内容：** 発生状況の確認、要因分析、ヒヤリハットの共有、環境改善の検討。

2. 職員研修の実施

- 全職員を対象に、**年1回以上の定期研修**（新規採用時含む）を実施する。

3. 日常のケア・環境の工夫（身体拘束を要しない環境づくり）

- 立ち上がりや傾きが目立つ場合：車いすや椅子のクッション・座面の高さが適合しているか再評価する。
- 不穏・徘徊行動が見られる場合：体の痛み・尿意・寒暖差・環境不適應などの要因を特定し、取り除く。

- 職員間の連携：声かけの見直しや動線の整備を行い、見守り体制を工夫する。